

答 申

諮問第80号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った公文書の特定は妥当ではないが、改めて特定を行ったとしても対象となる公文書は不存在であるので、本件処分は、結果として取り消す必要はない。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成24年1月9日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年1月25日付け海建総第408号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年3月15日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、監察査察は調査の上、関係者を懲戒処分に付し、当該非開示決定処分を取り消し、全て開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おお

むね次のとおりである。

- (1) 公文書開示請求書に記載の当該理由書の場合、「登記官が作成した」と言うことは出来ず、捏造証拠として和歌山県が作成したことは事実である。海草振興局長の代理人である担当土地家屋調査士が作成したと本人も認めており、実質平成20年11月26日存在したものである。

従って海草振興局建設部元副部長、管理課長他職員が隠匿したことがほぼ確実な状況であるから「作成又は取得していない」は虚偽であり、当然のことながら和歌山県は検察庁に告発又は告訴する義務がある。

- (2) 実施機関の虚偽説明で平成13年1月18日付け海建第7110号の地図訂正の同意についての起案文書（以下「海建第7110号起案文書」という。）から理由書や判決書（以下「判決書写し」という。）、〇〇〇〇と他人の所有者名を記載した土地所在図を隠匿させたことを見逃す答申を出させ、未だ被害が解消されていない。
- (3) 平成20年11月26日に海草振興局建設部で、異議申立人が見た海建第7110号起案文書には、開示請求した内容である根拠となる文書が綴られており、その開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 海建第7110号起案文書について

実施機関は、海建第7110号起案文書の公文書の綴りを、現在も海草振興局建設部管理課に保存期間永久文書として保有している。

海建第7110号起案文書は、当時県道と里水路を管理していた海草振興局建設部管理課が、公図訂正に同意してよいかを決裁した公文書である。

海建第7110号起案文書は、現地の県道・里水路の配置が、公図訂正後の地図と一致すれば、同意出来るものであり、必ずしも関係人の同意がないと実施機関として同意できないものでもない。

よって、理由書・判決書写し（以下「理由書等」という。）の添付が必須条件であったとは思われない。

2 本件処分について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は、公文書の特定を「〇〇〇番〇で〇〇〇を建て」と書かれている理由書自体とした（理由書の添付書類として判決書写しがあり、両者が一体であるとも考えていた。）が、海建第7110号起案文書には、「〇〇〇番〇で〇〇〇を建て」と書かれている理由書自体が綴られていないので、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行った。

異議申立人は、平成20年11月に海草振興局建設部管理課で閲覧した際、海建第7110号起案文書に理由書等が編纂されていたと主張しているが、実施機関がそれらを毀棄・隠蔽した事実はない。海草振興局建設部の永久保存文書である海建第7110号起案文書の綴りには、元々異議申立人が添付されていたとする理由書等は編纂されていない。

3 その他

実施機関では審査会より依頼があり、公文書開示請求書を再確認したところ、本件開示請求の特定が異なっていることが判明した。異議申立人より求められているのは、「〇〇〇番〇で〇〇〇を建て」と書かれた文書である理由書自体ではなく、「〇〇〇番〇で〇〇〇を建て」との記載の根拠が書かれた公文書である。精査したところ、海建第7110号起案文書には、地図（公図）訂正同意書案、関係地権者の承諾書等で構成されており、本件開示請求内容中「〇〇〇番〇で〇〇〇を建て」との記載の根拠となる資料については、綴られていないことを確認している。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

実施機関によれば、海建第7110号起案文書の綴りには、今回特定を行った「〇〇〇番〇で〇〇〇を建て」と記載した理由書自体は綴られていないことから、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行ったものであると説明する。

ところで、本件開示請求の対象は、「〇〇〇番〇で〇〇〇を建て」と記載した文書である理由書自体ではなく、「〇〇〇番〇で〇〇〇を建て」と記載した根拠が記された公文書であると認められるので、改めて実施機関に対し海建第7110号起案文書を再確認させたところ、「〇〇〇番〇で〇〇〇を建て」と記載した根拠となる公文書は確認できなかった。

よって、実施機関の行った「〇〇〇番〇で〇〇〇を建て」と記載した文書である理由書を特定したことは誤りであるが、実施機関が海建第7110号起案文書に、今回特定した文書である理由書自体がそもそも綴られておらず、「〇〇〇番〇で〇〇〇を建て」と記載した根拠となる公文書が綴られていないとの説明は、特段不合理なことでもない。

すなわち、実施機関が対象公文書の再特定を行ったとしても、「作成又は取得していないため」との理由により、再度、非開示決定が行われることは明白であり、迅速な最終決定に資するとの

観点からすると、本件処分を結果として取り消す必要はないと考える。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月6日	○諮問（実施機関）
平成24年5月9日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成27年5月13日	○審議
平成27年6月3日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年7月28日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成27年8月26日	○審議

平成27年9月10日	○審議
平成27年9月30日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成24年1月9日	平成20年11月26日、〇〇〇氏〇〇〇〇の2人で存在を確認し、コピーを依頼して以来行方不明となった海建第7110号公図訂正関係一件文書に編綴されていた理由書物件表示、和歌山市上三毛字東山田〇〇〇番の外、〇〇〇番〇及〇〇〇番〇所有者〇〇〇〇氏については公図訂正に・・・・の文言中、「〇〇〇番〇で〇〇〇を建て」との記載の根拠を記した公文書